

令和5年12月26日 内閣府
第8回土地等利用状況審議会提出資料 抜粋

注視区域及び特別注視区域の指定について

内閣府政策統括官（重要土地担当）

区域指定の基本的な考え方（1／2）

- 注視区域及び特別注視区域の指定は、基本方針の内容に照らし、以下の「指定の事由」に該当する重要施設又は国境離島等であるかを判断する。
- なお、調査や、機能阻害行為に対する勧告・命令を行うという点において、注視区域及び特別注視区域に差はない。

指定の事由	注視区域	特別注視区域
重要施設	（防衛関係施設） ①部隊等の活動拠点となる施設 ②部隊等の機能支援を行う施設 ③装備品の研究開発等を行う施設 ④我が国の防衛に直接関連する研究を行う施設	⑪指揮中枢機能又は司令部機能を有する施設 ⑫警戒監視・情報機能を有する施設 ⑬防空機能を有する施設 ⑭離島に所在する施設（※2）
	⑤海上保安庁の施設 （管轄する海域をめぐる情勢が緊迫していると認められるもの）	—
	（生活関連施設） ⑥原子力関係施設 ⑦空港（自衛隊の施設が隣接し、かつ自衛隊も使用する施設）	—
国境離島等 （※1）	⑧国境離島 （領海基線の周辺） ⑨国境離島 （領海警備等の活動拠点等の周辺） ⑩有人国境離島地域離島（⑨に該当するものを除く） （領海警備等の活動拠点等の周辺）	⑮無人の国境離島

（※1）我が国が現に保全・管理を行っている国境離島等のうち、原則として、国及び地方公共団体以外の者が所有する土地が所在するものに限る

（※2）経済的社会的観点からの留意事項を踏まえ注視区域にする場合がある

- 安全保障の確保と自由な経済活動の両立の観点から、基本方針において、「経済的社会的観点から留意すべき事項」を記載。

1. 注視区域又は特別注視区域の指定に当たって留意すべき事項

- 国有地の所在
 - 機能阻害行為の兆候の把握が容易であるかどうかといった地域の特性 等
- これらの事情が存在する場合は、指定の要件に該当しても、それらの区域を注視区域又は特別注視区域として指定しないことがある。

2. 特別注視区域の指定に当たって留意すべき事項

- 区域の面積の大部分がD I D（人口集中地区）
 - 区域内に、人口20万人の市町村等の土地取引件数と同等以上の土地取引が行われている市町村等が存在
- これらを満たす場合、現下の安全保障をめぐる内外情勢を踏まえつつ、上記1. を含めて総合的に勘案した結果として、特別注視区域として指定しないことがある。

4 回目の区域指定の概要

○ 4 回目の区域指定は、防衛関係施設、原子力関係施設等を指定の候補とする。

① 防衛関係施設

自衛隊施設 : 186 施設 (例: 青森駐屯地 (青森)、朝霞駐屯地 (東京)、
厚木航空基地 (神奈川)、佐世保総監部 (長崎)、那覇基地 (沖縄))

米軍施設 : 45 施設 (例: 三沢飛行場 (青森)、横田飛行場 (東京)、横須賀海軍施設 (神奈川)、
経ヶ岬通信所 (京都)、岩国飛行場 (山口)、
嘉手納飛行場、普天間飛行場、キャンプ・シュワブ (沖縄))

② 国境離島

有人の国境離島: 2 島 (沖縄島、伊江島 (沖縄))
(領海基線の周辺)

③ 海上保安庁関係 : 4 施設 (第十一管区海上保安本部※1 (沖縄))

那覇海上保安部、名護海上保安署、中城海上保安部※2 (沖縄))

④ 原子力関係施設 : 19 施設 (例: リサイクル燃料備蓄センター (青森)、福島第二原子力発電所 (福島)、 柏崎刈羽原子力発電所 (新潟)、美浜発電所 (福井)、 島根原子力発電所 (島根))

⑤ 空港 : 2 施設 (秋田空港 (秋田)、那覇空港 (沖縄))

全体で**特別注視区域は33箇所**、**注視区域は151箇所** (※3)

(※1) 法第二条第二項に定める海上保安庁の施設 (於: 那覇市)

(※2) 法第二条第三項に定める国境離島等における領海警備等の活動拠点

(※3) 施設・離島の数と区域の数は一致しない

4 回目の区域指定の候補（8 / 17）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
福井県福井市、 福井県鯖江市	鯖江駐屯地	活動拠点（自衛隊）
福井県敦賀市	敦賀発電所	原子力関係施設（発電用原子炉施設）
福井県三方郡美浜町	美浜発電所	原子力関係施設（発電用原子炉施設）
福井県大飯郡高浜町	高浜発電所	原子力関係施設（発電用原子炉施設）
福井県大飯郡おおい町	大飯発電所	原子力関係施設（発電用原子炉施設）
山梨県南都留郡忍野村、 山梨県南都留郡山中湖村	北富士駐屯地	活動拠点（自衛隊）
長野県松本市	松本駐屯地	活動拠点（自衛隊）
静岡県静岡市	浜石岳無人中継所	機能支援（自衛隊）
静岡県沼津市	艦艇装備研究所大瀬実験所	装備品研究開発等（自衛隊）
静岡県島田市、 静岡県掛川市	岳山無人中継所	機能支援（自衛隊）
静岡県富士市、 静岡県裾野市	越前岳通信中継所	機能支援（自衛隊）
静岡県焼津市、 静岡県藤枝市	静浜基地、静浜送信所	活動拠点（自衛隊）【静浜基地】 機能支援（自衛隊）【静浜送信所】
静岡県御殿場市、 静岡県駿東郡小山町	滝ヶ原駐屯地、富士営舎地区	活動拠点（自衛隊）【滝ヶ原駐屯地】 活動拠点（米軍）【富士営舎地区】
静岡県御殿場市	板妻駐屯地	活動拠点（自衛隊）
	駒門駐屯地	活動拠点（自衛隊）
静岡県御前崎市	御前崎分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
	浜岡原子力発電所	原子力関係施設（発電用原子炉施設）
静岡県駿東郡小山町	富士学校	防衛に関連する研究（自衛隊）
京都府京都市、 京都府向日市、	桂駐屯地	活動拠点（自衛隊）
京都府京都市、 京都府宇治市	宇治駐屯地	機能支援（自衛隊）

4 回目の区域指定の候補（9 / 17）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
京都府福知山市	福知山駐屯地 空山タカン地区、空山気象レーダー地区 舞鶴衛生隊、舞鶴警備隊、舞鶴造修補給所浜地区、舞鶴造修補給所、北吸係留所、第1区、白浜火薬庫、岩子火薬庫、舞鶴弾薬整備補給所機雷倉庫地区、舞鶴海上訓練指導隊、舞鶴弾薬整備補給所、舞鶴航空基地	活動拠点（自衛隊） 機能支援（自衛隊）【空山タカン地区】 機能支援（自衛隊）【空山気象レーダー地区】 活動拠点（自衛隊）【舞鶴衛生隊】 活動拠点（自衛隊）【舞鶴警備隊】 機能支援（自衛隊）【舞鶴造修補給所浜地区】 機能支援（自衛隊）【舞鶴造修補給所】 指揮中枢・司令部（自衛隊）【北吸係留所】 指揮中枢・司令部（自衛隊）【第1区】 機能支援（自衛隊）【白浜火薬庫】 機能支援（自衛隊）【岩子火薬庫】 機能支援（自衛隊）【舞鶴弾薬整備補給所機雷倉庫地区】 活動拠点（自衛隊）【舞鶴海上訓練指導隊】 機能支援（自衛隊）【舞鶴弾薬整備補給所】 活動拠点（自衛隊）【舞鶴航空基地】 ※北吸係留所、第1区が、特別注視区域の指定事由
京都府舞鶴市	大波燃料貯蔵所、舞鶴衛生隊、舞鶴警備隊、舞鶴造修補給所浜地区、舞鶴造修補給所、白浜火薬庫、乙島火薬庫、岩子火薬庫、舞鶴弾薬整備補給所機雷倉庫地区、舞鶴海上訓練指導隊、舞鶴弾薬整備補給所、舞鶴航空基地 槇山中継所 舞鶴警備隊瀬崎地区	機能支援（自衛隊）【大波燃料貯蔵所】 活動拠点（自衛隊）【舞鶴衛生隊】 活動拠点（自衛隊）【舞鶴警備隊】 機能支援（自衛隊）【舞鶴造修補給所浜地区】 機能支援（自衛隊）【舞鶴造修補給所】 機能支援（自衛隊）【白浜火薬庫】 機能支援（自衛隊）【乙島火薬庫】 機能支援（自衛隊）【岩子火薬庫】 機能支援（自衛隊）【舞鶴弾薬整備補給所機雷倉庫地区】 活動拠点（自衛隊）【舞鶴海上訓練指導隊】 機能支援（自衛隊）【舞鶴弾薬整備補給所】 活動拠点（自衛隊）【舞鶴航空基地】 機能支援（自衛隊） 活動拠点（自衛隊）
京都府宇治市、 京都府城陽市、 京都府久世郡久御山町	大久保駐屯地	活動拠点（自衛隊）

4 回目の区域指定の候補（10 / 17）

区 域	名 称 (赤字は特別注視区域)	指定の事由
京都府京田辺市、 京都府相楽郡精華町、 奈良県生駒市	祝園分屯地	機能支援（自衛隊）
京都府京丹後市、 京都府与謝郡伊根町	経ヶ岬分屯基地、経ヶ岬通信所	警戒監視・情報機能（自衛隊）【経ヶ岬分屯基地】 警戒監視・情報機能（米軍）【経ヶ岬通信所】
奈良県奈良市	奈良送信所	機能支援（自衛隊）
和歌山県日高郡美浜町、 和歌山県日高郡日高町	和歌山駐屯地	活動拠点（自衛隊）
和歌山県日高郡由良町	由良基地分遣隊	活動拠点（自衛隊）
和歌山県東牟婁郡串本町	串本分屯基地	警戒監視・情報機能（自衛隊）
島根県松江市	島根原子力発電所	原子力関係施設（発電用原子炉施設）
岡山県岡山市	三軒屋駐屯地	機能支援（自衛隊）
岡山県岡山市、 岡山県玉野市	金甲山無線中継所	機能支援（自衛隊）
岡山県笠岡市、 岡山県浅口市、 岡山県浅口郡里庄町	鉢山無線中継所	機能支援（自衛隊）
岡山県備前市	福石無線中継所	機能支援（自衛隊）
岡山県和气郡和气町	木倉無線中継所	機能支援（自衛隊）
岡山県勝田郡勝央町、 岡山県勝田郡奈義町	日本原駐屯地	活動拠点（自衛隊）

区域指定の状況

(参考)

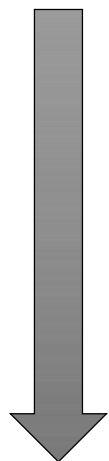
	区域 (※1)		防衛関係施設			海上保安庁 関係施設 (※2)	原子力 関係施設	空港	国境離島 (領海基線周辺) ※離島の数	
	特別 注視区域	注視区域	自衛隊施設	米軍施設						
1回目 告示：R4.12 施行：R5.2	58	29	29	15	15	-	4	-	-	25
2回目 告示：R5.7 施行：R5.8	161	40	121	50	50	-	8	1	1	58 (※3)
3回目 告示：R5.12 施行：R6.1(予定)	180	46	134	213	207	6	-	3	6	0
4回目 候補提示：R5.12	184	33	151	231	186	45	4	19	2	2
合計	583	148	435	509	458	51	16	23	9	85

(※1) 施設・離島の数と区域の数は一致しない

(※2) 法第二条第二項に定める海上保安庁の施設及び
法第二条第三項に定める国境離島等における領海警備等の活動拠点

(※3) 対馬については1回目でカウント

1 2月下旬



第8回土地等利用状況審議会
(4回目の指定の候補を提示)

関係地方公共団体へ区域図(案)を送付
意見聴取(約1か月間)

2月頃

意見聴取結果の整理

爾後

関係行政機関の長と協議
第9回土地等利用状況審議会
4回目の区域指定の内閣総理大臣告示
(官報掲載)